

亀山市市勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和5年10月5日

1. 趣旨

亀山市市勢要覧作成業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項をこの要領に定める。

2. 事業の目的

令和7年1月11日に市制施行20周年を迎えるに当たり、自然・歴史・産業が調和したまちで市民が心身ともに健やかに暮らしている、また、新図書館を核としたJR亀山駅前の再生、リニア中央新幹線・市内停車駅の誘致など将来の都市成長につながる動きが見られる、本市の今の姿を記録し伝えるために、市勢要覧を作成するものである。

3. 業務の概要

- (1) 業務名 亀山市市勢要覧作成業務委託
- (2) 業務内容 亀山市市勢要覧作成業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年12月25日(水)まで
- (4) 契約上限額 3,960,000円以内(消費税額及び地方消費税額を含む。)

4. 参加資格要件

本業務の受託候補者選定のための公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 亀山市契約規則(平成18年亀山市規則第5号)第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 亀山市建設工事等に係る資格(指名)停止措置要綱(平成17年亀山市告示第6号)による資格(指名)停止の措置を受けていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。ただし、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者を除く。
- (5) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 亀山市契約規則第2条第5項の入札参加資格者名簿の取扱い業務に「広告代理・企画」の記載がされていること。
- (7) 本店又は支店若しくは営業所の所在地が三重県内であること。
- (8) 過去に、市(町村)勢要覧又は類似する物品の作成業務の実績があること。
- (9) 事業の代表者、役員(執行委員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(

平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5. 担当部署

亀山市政策部広報秘書課秘書グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

電話 0595-84-5022 ファクシミリ 0595-82-9685

電子メール hisyo@city.kameyama.mie.jp

6. 亀山市市勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領等の交付

(1) 交付期間

令和5年10月5日(木)から同月18日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

5の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

- ① 亀山市市勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ② 亀山市市勢要覧作成業務委託仕様書

7. プロポーザル参加意思表明書等の提出

プロポーザル参加希望者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加意思表明書(様式1)
- ② 業務実績調書(様式2)
- ③ 会社概要及び会社パンフレット
- ④ 申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は住民票の写し
- ⑤ 次に掲げる納税証明書(公告日から起算して6月以内に発行されたもの)
 - ア 全ての県税において未納税額が無いことを証明するもの
 - イ 消費税及び地方消費税に未納税額が無いことを証明するもの

(2) 提出期間

令和5年10月5日(木)から同月18日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出場所

5の担当部署とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)とする。

8. 参加資格審査

4に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書で審査結果を通知する。

- ①参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
- ②参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

9. 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、亀山市市勢要覧作成業務委託仕様書を参照し、次の書類を提出する。

なお、企画提案書の作成に当たり、資料（第2次亀山市総合計画、亀山市観光パンフレット、過去に亀山市が作成した市勢要覧、第2期亀山市シティプロモーション戦略、その他本業務に必要となるもの）を参考にすることができる。（総合計画及び市勢要覧は亀山市ホームページに掲載されているが、必要があれば現物について貸与する。）

(1) 企画提案書 6部

①企画提案書

A4版（1社につき1企画案とする）

亀山市市勢要覧作成業務委託仕様書に基づき、具体的に提案する。

②デザイン

表紙を含めて12ページ以内とする。

③関係書類

ア 工程表 市担当者との打ち合わせを含めた工程表

イ 業務実施体制 スタッフの総数・内訳（業務別）、本業務を担当するスタッフの氏名及び業務実績（経験年数等）、市担当者との打ち合わせ体制、連絡体制等、業務をスムーズに行うための体制

ウ 業務実績 過去に作成した市（町村）勢要覧又は類似する物品の完成版

(2) 見積書 1部

見積書に記載する額は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額とする。

10. 質問の受付及び回答

亀山市市勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領及び同業務委託仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（任意様式）を提出すること。

(1) 提出期間

令和5年10月5日（木）から同月11日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

5の担当部署とする。

(3) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、持参、郵送、ファクス又は電子メール（着信を確認すること）で提出

(4) 回答

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和5年10月13日(金)に亀山市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

1.1. 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

令和5年10月31日(火)午後5時15分

(受付は午前8時30分から午後5時15分まで [日曜日及び土曜日を除く。])

(2) 提出場所

5の担当部署とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)とする。

1.2. 事業者の選定等

(1) 評価・選定方法

選定委員会において、委員が次表の評価基準に基づき、提案内容、実績や業務体制、見積額を総合的に評価し、合計点が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。ただし、300点を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として選定しない。また、合計点が同点の企画提案者が複数ある場合は、委員の多数決により選定する。なお、選定委員会は非公開とする。

評価項目	評価基準	配点
企画性	市の魅力をアピールするための工夫、独自性があるか。市民の顔や暮らしぶり等まちの様子が伝わる、また共感性がある内容であるか。	30
デザイン性	レイアウトや見出しをはじめ、デザインは効果的で読者の目を引くようなものか。写真と活字のバランスは良いか。	20
市のまちづくりとの整合性	市が有する特徴や市の方向性を分かりやすく表現し、本市の姿が適切に紹介できているか。	10
文字・文章表現	文字の大きさ、フォント、色使い等は読みやすく配慮され、伝えたいことが分かりやすく表現できているか。	10
業務実施体制	取材・撮影等を含め、適切で現実的な実施体制や工程であるか。	10
業務実績	市(町村)勢要覧等の作成実績があり、担当者が同種業務の経験を十分に有しているか。	10
見積金額	提案内容、スケジュール等を総合的に勘案し、見積額は合理的であるか。	10
合計		100

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションは非公開とし、次のとおり行う。

- ①日 時 令和5年11月2日(木)(時間は後日連絡)
- ②場 所 亀山市役所本庁2階第2応接室
- ③提案説明 各社、出席者は3名以内とし、説明15分以内、質疑15分程度とする。
パソコンを使用する場合は、自社で準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは亀山市が用意する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、決定後にプロポーザル参加者全員に通知する。

審査の結果、選定されなかった者は、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領第7条の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

1.3. 選定までのスケジュール

- (1) 令和5年10月5日(木) 公告及び実施要領等の交付開始
- (2) 令和5年10月11日(水) 実施要領及び仕様書に関する質問書の提出期限
- (3) 令和5年10月18日(水) 参加意思表明書の提出期限
- (4) 令和5年10月19日(木) 参加資格確認通知書・企画提案書等提出要請書の送付
- (5) 令和5年10月31日(火) 企画提案書等の提出期限
- (6) 令和5年11月2日(木) プレゼンテーション
- (7) 令和5年11月7日(火) 選定結果の通知(予定)

1.4. 失格事項

参加者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 書類の提出期限に遅延した場合
- (2) 本要領に違反すると認められる場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積金額が委託料上限額を超過している場合
- (5) プレゼンテーションを欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

1.5. その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 選定しなかった企画提案書は、提出者に返却しないものとする。
- (4) 選定した企画提案書は、公表することがある。
- (5) 提出された企画提案書は受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱(平成20年亀山市告示第157号)第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱(平成17年亀山市告示第6号)の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから当分の間排除する措置を行うことがある。
- (7) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (8) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。
- (9) 選定の経過及び選定された候補者は、市ホームページで公開することがある。

(様式1)

令和 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

住所

商号又は名称

代表者名



プロポーザル参加意思表示書

下記業務の公募型プロポーザルに基づく選定に参加したく、別添の必要書類を添えて参加表明します。

記

業務名：亀山市市勢要覧作成業務委託

(連絡担当者)

担当部署

職・氏名

郵便番号

住 所

電話番号

FAX 番号

電子メール

(様式2)

業務実績調書

会社名 _____

No.	業務名	発注自治体名 (都道府県名)	業務実施時期	契約金額(円)	備考
1		()	自：令和 年 月 至：令和 年 月		
2		()	自： 年 月 至： 年 月		
3		()	自： 年 月 至： 年 月		
4		()	自： 年 月 至： 年 月		
5		()	自： 年 月 至： 年 月		

※過去に作成した市(町村)勢要覧又は類似する物品の実績について、新しいものから5件を上限に記載すること。なお、業務履行中のものがある場合は、下表に記載すること。

※過去に作成した市(町村)勢要覧又は類似する物品の完成版を上表の内容から提出すること。

(業務履行中)

No.	業務名	発注自治体名 (都道府県名)	業務実施時期	契約金額(円)	備考
1		()	自：令和 年 月 至：令和 年 月		
2		()	自：令和 年 月 至：令和 年 月		